

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第18回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和元年11月25日（月） 午前9時30分～午前9時59分

場 所 議会全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千秋
2	中間 信二	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之
5	瀬角 初美	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 楠 木 雅 己

農地係長 美 坂 康 人

主任主事 下 茂 尚 太

主 事 浦 元 駿

付 議 事 件

- (1) 農地法第 3 条許可申請について
- (2) 農地法第 4 条許可申請について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について

議 事

議 長	あいさつ
係 長	諸般報告
議 長	<p>ただいまから、第 18 回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は 10 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、1 番重吉委員、2 番中間委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は 2 ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図 1 ページからページを御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は 4 件でございます。</p> <p>1 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>2 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>3 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで親戚間の贈与となります。</p> <p>4 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんであっせんによります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
8 番委員	1 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、続けて 2 番もですが、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は

	<p>〇〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>〇〇〇〇さんは〇〇の方ですが、息子さんが垂水にいたのでよく垂水に来られるということでした。息子さんの話によればみかん畑とにんにくを耕作するということでした。みかんもにんにくも手がかからないので、毎日〇〇から垂水に来なくていいということでした。1番2番とも本人の希望による経営規模拡大ということで問題ありませんでした。</p> <p>3番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで親戚間の贈与ということで何ら問題ありませんでした。</p> <p>4番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんですが、この案件はあっせん成立によるものですので、問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	<p>質問がございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	はい。
議 長	<p>議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>今月の申請は1件となります。</p> <p>議案書4ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番、申請人は、〇〇〇〇様です。</p> <p>申請地は、〇〇町〇〇番、地目は畑、面積は671㎡です。</p> <p>申請地付近は交通量が多く、事業所及び住宅も多いことから、許可後は、駐車場として利用する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
5番委員	<p>11月14日に、私と森委員と事務局2名の4名で現地調査を行い</p>

	<p>ました。</p> <p>申請人の〇〇〇〇さんは、垂水市外に住んでおり、一年前に亡くなった申請者の父より申請地を相続したとのことでした。</p> <p>申請者は両名とも市外に住んでいることから農業をすることが難しく、後継者もないとのことでした。</p> <p>申請地付近は交通量も多く、事業所及び住宅が多いことから許可後は、駐車場として利用する予定です。</p> <p>土地造成は整地し、境界にはブロックにて壁を設け、土や雨水は流れないように措置するとのことでした。</p> <p>周辺農地に対して日照や風通しによる影響はなく、何ら問題はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、市役所から南東へ約 290mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断します。</p> <p>申請者は市外に住んでいることから農業をすることが難しく、後継者もないとのことでした。申請地付近は交通量も多く、事業所及び住宅が多いことから駐車場として利用する予定です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。</p> <p>資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が添付されております。</p> <p>被害防除の面では、地造成は整地し、境界にはブロックにて壁を設け、土や雨水は流れないように措置するとのことでした。</p> <p>周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、周囲の農地に影響を及ぼすことはないとのことでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。</p>
議 場	なし。

議 長	質問がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第 3 号農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。 6 ページをお開きください。 今月は、畑、412 m ² の 1 筆のみ利用権設定がありました。 1 番、新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の賃貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。 以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
8 番委員	借人の〇〇〇〇さんは経営拡大ということで何ら問題ありません。 以上です。
議 長	ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、第 18 回総会を終了します。 垂水市農業委員会 会 長 葛 迫 巧 署名委員 重 吉 伸 哉 署名委員 中 間 信 二